

## 現行の住民投票とその問題点

請求者は『条例案』を作り、市長に請求者の証明を受ける申請を行う。

市長より請求者の証明書の交付を受ける。

請求者ならびに請求者の委任を受けた受任者のみが署名を集めることができる。

署名簿には条例案の趣旨、請求者及び受任者の氏名、職業、住所、生年月日を記し、次の項目について署名者に自筆で記入して貰う。①署名年月日 ②住所 ③生年月日 ④氏名を記入し捺印をする。代理記入は認められない。

署名を集める期間は一ヶ月間であり、公職選挙が行われる一ヶ月前はできない。

署名集めの期間が短い。

この署名簿を選挙管理委員会に提出し、選挙管理委員会は署名者が選挙人名簿に載っているか、署名が適法に集められたかなどを審査する。審査が終わったものを市民に閲覧する。

ある意味 ここでの審査も問題点

この審査が終わった段階で有効署名数が有権者の**50分の1**を越えると市長に直接請求ができる。

上記の手続きを経て請求者は市長に署名簿を提出し『住民投票を行うための条例』を議会にかけることを求める「直接請求」を行う。

市長は市長の意見を附して議会に『住民投票を行うための条例』をかけるなければならない。

議会はこれを審議し住民投票条例の議決を行う。

問題点①たとえ有権者のほとんどの署名があっても議会が**否決**すれば住民投票は行う事は出来ません。

この議決を経て住民投票を行う。

### 《附 則》

住民投票は公職選挙法に準じて行われる。

投票率についての規定はない。

市長はこの結果を守らなければならない法的拘束力はない。

問題点②。住民投票が行われ、条例が可決されてもなんの拘束力がないこと